

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26285004

研究課題名(和文) アジア法整備支援20年の民事基本法の深化に関する比較法研究

研究課題名(英文) Comparative Asian Law on Transformation of Basic Civil Law in 20 years' Legal Assistance

研究代表者

金子 由芳 (Kaneko, Yuka)

神戸大学・国際協力研究科・教授

研究者番号：10291981

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,300,000円

研究成果の概要(和文)：1990年代、アジア諸国が民事基本法整備の支援を日本に要請した背景に、体制移行・WTO加盟に伴う法制改革への緊急対応を迫られた経緯があった。各国の法状況は多様であり、植民地以前からの社会規範の底流をなす慣習法秩序、植民地法の残存、社会主義法の影響、世銀等の有力ドナーの影響などが見出され、それらに通底する一般原則を体系化したいとする改革諸国のニーズに寄り添い、技術的支援を行う助言者の立ち位置は評価に値する。他方で各論面の横断的比較では、消費者保護・不法行為法・不公正取引規制等の現代化が遅れ、おりの単行法で凌ぐ状況など各国共通の課題も多く、国民に開かれた今後の更なる基本法の深化が課題であろう。

研究成果の概要(英文)：Japanese ODA started the activities of legal technical assistance for the formation of basic codes in civil sphere in the middle 1990s in response to the requests from Asian transition economies which faced with international pressures toward the market reform and/or WTO entry. Due to the varieties of characters of each legal system reflecting the traditional social norms since pre-colonial days, remaining influence of colonial law, socialist norms, and recent law reform pressures of international donor agencies such as the World Bank, Japanese approach was basically a by-stander's who provides technical supports without intervening into policy choice. On the other hand, the products still insufficiently respond to the contemporary issues such as consumer protection, damage to social incidences, unfair transactions, etc., leaving it a future challenge to call for public participation for the deepening of the basic codes.

研究分野：アジア法

キーワード：法整備支援 アジア法 比較法 民法典 民事訴訟法典

1. 研究開始当初の背景

アジア諸国は第二次世界大戦後に植民地独立を果たし、独自の法整備に歩み出したものの、その後も内戦に苦しみ、また冷戦構造に取り込まれ代理戦争を戦うなかで非常時体制が続き、本格的な法体系整備は遅れ、多くは植民地時代の旧宗主国由来の法典を暫定的に継続し、行政法規の頻繁な改変を重ねて凌ぐかたわら、地域的な慣習法規が継承されるなか、法規範の体系的秩序は不明確であった。ところが1990年代には、1991年ソ連崩壊をきっかけとする冷戦構造集結により、一転して欧米先進諸国による民商事法分野の法整備支援が流入し、アジア諸国にはわかに法体系整備を迫られていった。またこの時期、1995年WTO発足を契機とするグローバル化の高揚があり、金融サービス分野開放の国際圧力に晒され、1997年のアジア通貨金融危機の勃発につながり、国際緊急支援の交換条件(コンディショナリティ)として抜本的な法制改革を迫られた。

このように、植民地独立時代以来の内発的課題であったはずのアジアの法体系整備は、1990年代以降にWTO加盟条件や開発援助コンディショナリティなどの外圧の下で、欧米モデルの「移植」を迫られるという、受身の展開を迫られた現実がある。

日本もまたJICA(国際協力機構)・法務省の提携をベースに、1994年より政府開発援助(ODA)による公式の法整備支援を開始した。しかし日本の法整備支援の一つの特色は、コンディショナリティの圧力を伴う欧米型支援と異なり、アジア諸国からの要請を受けて実施される助言型支援であり続けた点である。そのような立ち位置での日本の支援に対しては、欧米の学界には社会主義体制移行や開発独裁型経済開発路線からの民主化を遅らせる支援であるとか、日本企業のアジア向け貿易投資のバックアップに過ぎないなどの批判も見られた。しかし植民地独立以来のアジア諸国の内発的な法整備という、歴史軸の視点からして、日本の法整備支援の有した意味を学術的に検証する試みが待たれる状況があり、支援開始20年はその一つの区切りであった。

2. 研究の目的

本研究は、1990年代半ば以降にアジア諸国の要請を受け、日本ODAが関与した、民法典・民事訴訟法典等の民事基本法整備の20年の成果検証を目的とする比較法研究の試みである。一国の民事基本法整備に関与することの意味、手法、限界について、その成果物である法典の条文、また現地社会における立法・実施状況を反映する法典改正議論や監督審判例集、また欧米ドナーによる単行法中

心の法整備支援との衝突局面の解決過程等に着眼し、もって民事基本法体系の整備を意図するアジア諸国の独自の営為の到達点と今後への課題について、検証を行うものである。

3. 研究の方法

本研究は3年計画で実施し、第一段階で日本の法整備支援が関与してきた民事基本法分野の制定法の特色と制定後の動向につき、契約法・物権法・不法行為法・民事訴訟法の主要論点を、予備調査を通じて抽出した。主な対象として、法整備支援の第一号となったベトナムの1995年民法典・2005年改訂・2015年改訂の現行民法典、2004年民事訴訟法と2011年同改正、カンボジア2011年民法典・2006年民事訴訟法典、中国の1999契約法・2007年物権法・2009年不法行為責任法、インドネシアの2008年民事訴訟規則改正、民法典起草支援、ラオス民法典草案、ネパール民法典支援、また最近支援が開始されたミャンマーのビルマ法典改革他をも射程に置いた。

第二段階では本調査を進め、前年度に引き出した主要論点に沿って、各国の改革動向や監督審判例等の時間軸での変化を追いながらも、同時に、複数国の横断的な比較検討を通じて、各国別の特色ある展開を見出すことを目的とした。主な出張調査対象はカンボジア(H26.3)、インドネシア(H26.12)、ベトナム(H26.12, H27.9)、ラオス(H27.1, H28.8)、ネパール(H28.9)、ミャンマー(H27.1, H28.3, H29.1)であり、司法省、地裁判事、民事執行部門、現地側研究協力者との研究交流を実施した。

第三段階では本調査の成果を受け、主要論点に関する比較横断的検討を実施した。

4. 研究成果

受入国各々の民事基本法の独自の展開、また外部からの法整備支援による関与の課題と教訓を引き出す研究報告集をとりまとめ、洋書(Yuka Kaneko, eds. *Civil Law Development in Post-Colonial Asia: Beyond Western Capitalism*, Kobe University Social Science Brief Series, Springer, 2017)をH29年中に刊行予定である。また国際的な成果還元として、リヨン第三大学・東洋研究所、ドイツ・マックスプランク研究所他との協同により研究報告会を実施した(H29年3月リヨン)。

1990年代、アジア諸国が日本に民法典を中心とする民事基本法整備の支援を要請した背景に、体制移行・WTO加盟に伴う法制改革の外圧への緊急対応を迫られた経緯があった。1995年ロシア民法典の起草過程におけるオランダ・ライデン大学グループの支援との類似性が見出され、資本主義的法制度の導入圧力が加速する中で、それらに通底する一般原則を体系化したいとする改革諸国

のニーズに寄り添い、技術的支援を行う助言者のドナーの立ち位置は、評価に値するものがあつた。しかしたとえば日本のラオス民法典支援に見られたように、1990年代初頭に欧米ドナーが起草した単行法を統合するデスクワークが主となり、現地社会経済への適合性をさぐる法社会的アプローチや、市民参加型の起草プロセスを期待した向きにとっては、なお課題が残つた。

支援後の各国の民事基本法は、異なる展開を示しており、背景にはそれぞれの法制度の底流をなす植民地以前からの法規範秩序、植民地宗主国法の残存、社会主義法の影響、米国・世銀等の有力ドナーの影響などが多様に関与していることが見出される。そのような相違のもとで、民法典と称しても位置づけや射程は各国とも多様である。日本支援第一号となつたベトナムでは、民法総則一般原則を充実させた点に一つの特色があつたが、社会主義以来の司法解釈禁止が維持され、監督審判例の先例拘束主義が導入されたのちも解釈判例は10件ほどに留まっている。民商事法を統一した中国契約法やカンボジア民法典に対して、ベトナムは民法典を商事法・消費者保護法と分離した。日本法の影響を強く受けたとされるカンボジア民事訴訟法典は、実務面では独自の和解前置主義や弁護士登録制度の閉鎖性が指摘されている。

各論面の横断的比較では、むしろ類似する共通課題も多く、多様な示唆が引き出された。米国支援やWTO加盟交渉の過程で当事者主義的民事訴訟・民事執行手続の導入を迫られた諸国が、巧妙な法改正を通じて従来の手続実務を維持する傾向も見出された。財産法では植民地法の残滓であるトーレンズ式登記制度を現代に再現した各国の土地法が、民法典の認める制限物権と対立している。オランダ民法典を現在まで引き継ぐインドネシア法や、英国インド法典を移入したミャンマー契約法にみるように、独立後に基本法の発展が停止し、消費者保護・不法行為法・不公正取引規制等の現代化が欠落し、おりおりの単行法で凌ぐなか、体系再構築の課題も見出された。

このように民事基本法の性格や射程はそれぞれ多様でありながらも、植民地独立の過去やグローバル化との直面など、同じ歴史軸を歩むアジア一帯で、共通の法整備課題を引き出すことができる。そのような歴史的視座を踏まえた関与の可否が、20年の民事法支援の成果検証の教訓であつた。今後、国民に開かれた更なる基本法の深化が課題であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計19件)

-金子由芳(2013)「法整備支援の批判的検討 - 開発価値のアジア側からの再定義へ向け

て」『アジア法研究』7号

-金子由芳(2014)『アジアの土地法と投資紛争 - アジア法の発展局面』『アジアの紛争解決制度と法発展研究成果報告書』

-金子由芳(2014)「災害復興における国家と私権のゆくえ - 東日本大震災とアジア」小柳晴春一郎編『災害と法』法文化叢書12号、国際書院

-金子由芳(2014)「アジアの問題状況 - 土地法改革にみる持続的開発論の略奪」日本法社会学会『法社会学』81号

-金子由芳(2014)「アジアの災害復興における私権補償と司法アクセス」国際協力論集, 22巻2号, 神戸大学大学院国際協力研究科22巻2号, pp1-42

-金子由芳(2016)「開発援助機関におけるIAM(異議申立審査制度)の課題 - 手続規定の比較考察」『国際協力論集』神戸大学大学院国際協力研究科24巻2号, pp1-14

-Yuka Kaneko and Ye Naing Lin(2016) Issues in Myanmar Investment Law: Towards Better Policy Balancing, Journal of International Cooperation Studies, Kobe University, Vol.24, No.1,67-85

-Yuka Kaneko(2017)“Issues of the Civil Execution System in Myanmar,” Journal of International Cooperation Studies, Kobe University, Vol.24, No.2,

-川嶋四郎, 民事紛争解決過程における簡易裁判所の役割, 『市民と法』97, 2-12頁, 査読無, 2016

-川嶋四郎, 簡易裁判所における『和解に代わる決定』の制度に関する覚書 - 法的救済形式における『対話』と『裁断』の狭間で, 『同志社法学』, 381号, 1-37, 査読無, 2016

-川嶋四郎, 民事手続とコミュニケーション - 民事訴訟と民事調停を中心に, 『法曹養成と臨床教育』, 9号, 122-126, 査読無, 2016

-川嶋四郎, 司法書士業務における『自助支援型モデル』のあり方 - 法曹モデルの参照と裁判関係書類作成業務のあり方を中心として『月報司法書士』, 539号, 14-23, 査読無, 2017

-草野芳郎, インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの思い出とその後のソフトな法整備支援, ICD NEWS, 68号, 75-86, 査読無, 2016

-草野芳郎, 判決に優る和解の力, 月報司法書士, 540号, 18-24, 査読無, 2017

-草野芳郎, 和解は未来を創る, 学習院大学法学会雑誌, 52巻1号, 7-21, 査読無, 2016

-草野芳郎, ADRの現状打開と新たな理念の確立, 仲裁とADR, 12号, 2017

-栗田誠, 日本の独占禁止法制度の行方と東アジア競争法への示唆, 千葉大学法学論集, 29巻1・2号, 408-349頁, 査読無, 2014

-栗田誠, 知的財産権の濫用的行使と競争法医薬品特許を巡る逆支払を伴う和解を素材にして, 千葉大学法学論集, 30巻1・2号, 530-495頁, 査読無, 2015

-栗田誠,在外製造子会社等向けの部品に係る国際的価格カルテルの事例(テレビ用ブラウン管事件),法学セミナー増刊速報判例解説, vol.18, 255-258, 査読無, 2016

[学会発表](計 23 件)

-Yuka Kaneko, "Japanese Legal Assistance in Asia," Thammasat University Japanese Law Seminar, February 7, 2013.

-Yuka Kaneko, "Informal Justice and ADR in Japan," Japan-Thailand Workshop for Ministry of Justice of Thailand, Kobe University, Kobe. April 22, 2013.

-Yuka Kaneko, "Law in Disaster Recovery and Impacts on Civil and Commercial Rights: A Comparative of 2011 GEJE and 2004 Indian Ocean Tsunami," Roundtable on Law and Development, Chulalongkorn University, Thailand, August 15, 2013

-Yuka Kaneko, "Law on Disaster Recovery: A Comparative Approach to Japan and Asian Laws," Japan-Netherlands Law Conference, Leiden University, Netherlands, August 26-27, 2013

-金子由芳, ミャンマー法の経緯・現状と法整備支援の課題、東アジア地域研究会 2014 年例会、2014.3.8, 同志社大学

-金子由芳, アジアの問題状況 土地法改革にみる持続的開発論の略奪、日本法社会学会学術大会全体報告、2014.5.11, 大阪大学

-金子由芳, 震災復興における国家と私権、日本法社会学会学術大会ミニ・シンポジウム、2014.5.11, 大阪大学

-Yuka Kaneko, "Participation, Compensation, and Judicial Access in Disaster Recovery: Lessons from Asian Mega-Disasters," Law & Society Association 2015 Seattle Conference, Seattle, U.S.A., May 28th, 2015.

-金子由芳, ミャンマー土地法についての法的視座: アジア諸国の土地法制の動向から、京都大学ミャンマー研究会、2015 年 7 月 4 日

-Yuka Kaneko, "Civil Law as the Source of Judicial Intervention into the Freedom of Contract: Challenges of Japanese Civil Law Assistance to CLMV Countries," 5th East Asian Law and Society Conference, Waseda University, Tokyo, Japan, August 5, 2015.

-Yuka Kaneko, "Vietnam and ASEAN Law Studies in Japan," Kobe University-Vietnam National University Hanoi Joint Law Seminar, Sept.21, 2015

-Yuka Kaneko, Vietnam and ASEAN Law studies in Japan, Kobe University - Danang University Joint Law Seminar, Sept.23, 2015, Danang, Vietnam

-Yuka Kaneko, Issues of Governance and Economic Laws in Myanmar, 日緬勉強会、H28.3.27, 東京大学

-金子由芳, アジアの土地法問題が投げかけ

る資本主義法の修正課題、早稲田大学土地法研究会、2016.6.25、早稲田大学比較法研究所

-金子由芳, アセアン経済共同体における外資法制 国内法体系との矛盾、アジア国際法学会日本協会・アジア法学会研究大会・共通論題「アセアン地域統合の経済社会的側面」、2016.6.26、東京大学

-Yuka Kaneko, "Law Reforms in Asia Outcomes of two decades of legal transplant after the Asian Crisis," KUAREF Indonesia Proceedings Dec.23, 2016, Kobe University

-Yuka Kaneko, "Myanmar-Japan Comparative Civil Procedure Law and Civil Conciliation," Jan. 24, 2017, Kobe University

-Yuka Kaneko, "Teaching of Asian Comparative Law in Japan with a comment on contract law in Myanmar," Myanmar-Japan Law Meeting at Dagon University, Jan. 24, 2017, Dagon University

-Yuka Kaneko, "Land Law and Dispute Management in Myanmar: Present Situation and Challenges," Dialogue on Land Policy and Management in Vietnam, Lao PDR and Myanmar, Feb. 14, 2017, National Graduate Institute for Policy Studies (GRIPS)

-Yuka Kaneko, "Civil law reforms in ASEAN countries: from a perspective of Asian comparative law", International Conference on Japanese Law, French Law, What about Legal Reform?, Lyon's Institute for Oriental Studies, Mar. 17-18, 2017

-草野芳郎, Comparison between Wakai (settlement)/Chotei (mediation) in Japan and Perdamaian (settlement)and Mediasi (mediation) in Indonesia, Law and Society Association, 2016 年 7 月 2-5 日, New Orleans Hotel Marriott

-栗田誠, 日本における 1990 年代以降の独占禁止法改正の評価と課題、東アジアの法改正の動向 民事訴訟法:競争法を中心として(東アジア法律文化研究センター), 2014 年 9 月 10 日, 桐蔭横浜大学

-栗田誠, 知的財産権の濫用的行使と競争法 医薬品特許を巡る逆支払を伴う和解を素材にして、アジア競争法を巡る動向と課題(ソウル国立大学競争法センター), 2015 年 2 月 14 日, ソウル国立大学競争法センター

[図書](計 11 件)

-川嶋四郎, 『公共訴訟の救済法理』, 有斐閣, 総ページ 323 頁, 2016

-川嶋四郎, 『民事訴訟法概説〔第 2 版〕』 弘文堂, 総ページ 571 頁, 2016

-Yuka Kaneko, eds. *Civil Law Development in Post-Colonial Asia: Beyond Western Capitalism*, Kobe University Social

Science Brief Series, Springer, 2017
 -川嶋四郎, 簡易裁判所における『訴え提起前の和解』へのアクセスに関する覚書, 徳田和幸教授古稀祝賀『民事手続法の現代的課題と理論的解明』, 311-330, 査読無, 2017
 -Shiro Kawashima, One Aspect of Civil Procedure Reform in Asia; Placing the Focus upon Civil Procedure Promulgation Support in Vietnam, in Yuka Kaneko, eds. *Civil Law Development in Post-Colonial Asia: Beyond Western Capitalism*, Kobe University Social Science Brief Series, Springer, 2017
 -川嶋四郎, 民事手続とコミュニケーション, 臨床法学教育学会, 2016.4.24, 同志社大学
 -川嶋四郎, 諫早湾干拓関係訴訟事件に関する課題とその解決に向けて - 民事訴訟法学の視点から, 「法と経済学」学会, 2016.11.5, 熊本大学
 -Yoshifumi Akanishi, An Attempt at Comparing Compulsory Execution in Japanese and Myanmar Law, in Yuka Kaneko, eds. *Civil Law Development in Post-Colonial Asia: Beyond Western Capitalism*, Kobe University Social Science Brief Series, Springer, 2017
 -飯 考行, ベトナムの裁判統制制度の行方 2010年代の司法改革動向, 『社会体制と法』15号、102-120頁, 査読無, 2017年
 -栗田誠, 競争法分野の国際協力, 波光巖・栗田誠他編, 『解説独占禁止法』, 総ページ525頁(469-479頁第10章第4節), 青林書院, 2015
 -栗田誠, 排除行為規制の現状と課題, 金井貴嗣・土田和博・東條吉純・栗田誠他編, 『経済法の現代的課題(舟田正之先生古稀祝賀)』, 総ページ730頁, 2017

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:
 発明者:
 権利者:
 種類:
 番号:
 出願年月日:
 国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
 発明者:
 権利者:
 種類:
 番号:
 取得年月日:
 国内外の別:

〔その他〕
 ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金子由芳(神戸大学国際協力研究科教授)
 (Yuka Kaneko)
 研究者番号: 10291981

(2) 研究分担者

川嶋四郎(同志社大学法学部教授)
 (Shiro Kawashima)
 研究者番号: 70195080
 飯 考行(弘前大学准教授/専修大学教授)
 (Takayuki Ii)
 研究者番号: 40367016

草野 芳朗(学習院大学法学部教授)
 (Yoshiro Kusano)
 研究者番号: 70433711

(3) 連携研究者

()
 研究者番号:

(4) 研究協力者

井関正裕(弁護士, 元大阪高裁裁判長)
 (Masahiro Iseki)
 赤西芳文(弁護士, 元大阪高裁裁判長)
 (Yoshifumi Akanishi)
 松尾弘(慶応大学法科大学院教授)
 (Hiroshi Matsuo)
 大川謙蔵(摂南大学法学部准教授)
 (Kenzo Okawa)
 作本直行(日本貿易振興機構環境社会配慮審査役)(Naoyuki Sakumoto)

[アジア諸国の研究協力先]

- ・ Nguyen Hong Hai, Professor, Hanoi Law University;
- ・ Nguyen Thi Thu Phuong, Division Chief, Ministry of Justice of Vietnam
- ・ Huynh Thi Thu Trang, Director, University of Law of HCMC
- ・ Nguyen Van Trong, Lecturer, Faculty of Law, Danang University
- ・ Vatthana Keomanyvong, Judge/Chief Researcher, People's Supreme Court of Laos;
- ・ 季衛東・上海交通大学法学部長
- ・ 李衛海・中国政法大学副教授
- ・ Tin Nue Soe, Judge/ Researcher, Union Supreme Court of Myanmar;
- ・ Mi Khin Saw Aung, Professor, Head, Department of Law, University of Yangon

- Juwana Hikumahant, Professor, Faculty of Law, University of Indonesia;
- Rudy LL.D., Professor, Faculty of Law, Lampung University
- Taquadin Husein, Lecturer, Syiah Kuala University